

議会改革の中間報告

議長 岩谷真海

池田町議会は、昭和29年5月より今日まで60年間の歴史があり、議会改革はその都度必要に応じて行われてきました。例えば、

平成の大合併問題以降

- 一、二度の議員定数の削減
- 一、議員報酬の削減
- 一、費用弁償の全額カット
- 一、一般質問において
 - (1) 対面方式
 - (2) 一問一答方式
- 一、常任委員会は全議員が所属し委員長の許可により自由発言ができる。
- 一、町民の議会の委員会傍聴関係
 - (1) 許可制より自由傍聴制にした。
 - (2) 傍聴者の資料貸出し制にし、議員（委員）同様の資料配布にした。
- 一、一般質問の放映化。（大垣ケーブルテレビによる録画放映）

等々であります。
その上で、昨年四月より議会議員自らの意志によって「より開かれた議会をめざして」をコンセプトに、

議会議員が全員出席する全員協議会（取りまとめ役は議長）において議会改革を進めています。

その目的は、

- 一、議会が住民に信頼され、民主的なまちづくりを実現し、効率的な行政運営を図るには、町民・議会・町との連携が必要である。
- 二、厳しい財政状況の中、財政効率を高める行政運営、議会運営が必要である。
- 三、情報公開に努め、多数の民意を把握し、議会への町民参加を推進し、町民にわかりやすい開かれた議会をめざす。

その為には、

- 一、議会60年間の歴史上、先輩議員各位の積み上げてきた良き慣習は残し、更に進化させ、古い風習、見直しの必要な慣習は改革していく。
- 一、議会を出来るだけスリム化し、議員活動の幅を拡大していく。
- 一、町民に議員活動を深く理解して頂き、さらに開かれた議会をめ

ざすものと考えています。

その上につけて、全員協議会で

- 一、協議事項は少なくとも一カ月前に提案し、その間で提案者または、議長側で資料等を作成する。
- 一、一協議事項に対し、全議員が堂々と賛成の立場、反対の立場で議論する。

一、全議員の意見が一致した場合は即決でも決定する。

- 一、一人でも反対があつた場合、お互いに考える時間をとり、検討事項として2～3回の全員協議会で議論、そして、協議して3分の2以上の賛成で議決する。

という方法で行っています。この方法は、多少時間を要しますが、全会一致をめざし、少数意見も十分に尊重した上で、民主的に合意を取りつける方法としては最善のものと考え進めてきました。

その結果、以下の事が決定事項として取りまとめましたので、中間の報告とさせていただきます。

- ☆ 議員定数↓次回改選も現在同様10名を維持する。
- ☆ 常任委員会定数↓全議員とする。（10名）



プロジェクターで一般質問（池田町役場3階 議場）

- ☆ 任期↓正、副議長、監査委員、各正副委員長、全委員会委員は2年任期とする。

☆ 議会広報編集委員会↓副委員長は議長代理として副議長が就任し、委員長他委員は議長の選任とする。

☆ 一般質問↓副議長的一般質問を認める。通告による答弁者は課長級以上も認める。議長の許可を得た資料は、議場でプロジェクトーを使用し、説明する事が出来る。（但し、著作権や個人情報には十二分に配慮し、個人の責任で行うものとする。）

☆ 以上の決定事項は、平成26年4月より実施する。